完全週休2日制工事実施要領

(目的)

第1条 建設業界では、若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い 手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求め られている。このため、愛知県では、企業や労働者の労働環境改善に向けた意 識向上を図るとともに、建設業の完全週休2日への更なる普及に向けて取り 組むこととする。

(対象工事)

- 第2条 愛知県建設局又は都市整備局の発注工事で、令和2年4月1日以降に 新規に契約する次に掲げる工事を対象とする。ただし、公共建築工事費積算基 準を適用する工事は除く。
 - (1) 発注者指定型

発注者が対象工事を指定することにより、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上及び建設業へのPRを推進するもので、次に掲げる条件を全て満たす工事の中から指定する。

- イ 現場条件等によって工期延期が生じかねない不確定要素や数量増減要素が少なく、完全週休2日の確保が可能な工事
- ロ 設計金額が50,000千円以上の工事
- ハ 新設工事 (質的改良を含む)
- (2) 受注者希望型

受注者自らが取り組むことにより、労働環境改善に向けた意識の向上を図るもので、発注者指定型以外の全ての工事を対象とする。ただし、完全週休2日の確保が困難な次に掲げる工事は除く。

- イ 緊急的に土曜日又は日曜日に作業を行う必要がある工事
- ロ 地元調整等により当初から土曜日又は日曜日に作業を行う必要がある 工事

(完全週休2日の確保)

第3条 完全週休2日制工事の実施工事は、第1号に掲げる対象期間において 第2号に掲げる休工対象日に休工(現場事務所での事務作業も含め、作業を実 施しない現場内の完全閉所をいう。なお、安全管理のための現場巡視や、現場 見学会の実施、ボランティア活動等の地域貢献活動への参加等は現場内の完 全閉所として取り扱うものとする。以下同じ。)を実施する。

(1) 対象期間

契約締結日の翌日から工事完了日(完了届提出日)までとする。ただし、次に掲げる期間(以下「非対象期間」という。)は対象期間から除く。

- イ 準備期間(契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場 事務所等の設置、測量はこの期間に含む。)
- ロ 後片付け期間(施工を完了した日の翌日から工事完了日(完了届提出日)までの期間)
- ハ 夏季休暇 (3日間)
- 二 年末年始休暇(6日間)
- ホ 工場製作のみの期間
- へ 工事事故等による不稼働期間
- ト 天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間
- (2) 休工対象日

原則、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)とする。

(取組内容)

- 第4条 完全週休2日制工事の実施工事の取組内容は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 発注者指定型の取組内容
 - イ 受注者は、施工計画書を提出するまでに、完全週休2日の取得計画が 分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督員に提出す るものとし、監督員は、これを確認する。
 - ロ 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するものとする。その際、併せて非対象期間を明示するものとし、監督員は、これを確認する。
 - ハ 発注者が完全週休2日に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施 する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。
 - (2) 受注者希望型の取組内容
 - イ 受注者は、完全週休2日制工事に取り組む場合には、工事契約後、施工 計画書を提出するまでに、完全週休2日の取得計画が分かるように実施工 程表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。
 - ロ 監督員は、イの協議があった場合には、工程を確認し、当該工事を完 全週休2日制工事とする旨を回答する。
 - ハ 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するものとする。その際、併せて非対象期間を明示するものと

- し、監督員は、これを確認する。
- ニ 発注者が完全週休2日に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

(工事成績評定)

- 第5条 完全週休2日制工事の実施工事については、第3条第1号に規定する 対象期間の全週間数に対する土曜日及び日曜日を休工とした週間数の割合 (以下「完全週休2日取得率」という。)が90%以上の場合、工事成績評定に おいて評価する(別紙1参照)。
- 2 完全週休2日取得率の算出方法は次に掲げるとおりとする。
 - (1) 日曜日から土曜日までを1週間として算出する。
 - (2) 非対象期間により、土曜日又は日曜日のいずれかが欠ける週は、0.5週間として算出する。
 - (3) 地元条件により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週(土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日)で振替休工を取得した場合は休工と認めるものとする。ただし、天候(降雨・積雪等)により、土曜日又は日曜日に作業を行い、振替休工を取得した場合は休工と認めない。
 - (4) 土曜日及び日曜日のほか、休日の休工は、1日当たり休工の週 0.5 週間分として加算する。
- 3 工事成績評定は、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献等 7.その他」において評価する(別紙3参照)。なお、完全週休2日取得率が 90%に満たない場合であっても工事成績の減点は行わない。

(取組証の発行)

第6条 前条の規定により工事成績評定において評価した場合は、監督員は、工 事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して完全週休2日制工事取組証 (様式1)を発行するものとする。

(週休2日の取得に要する費用の計上)

- 第7条 完全週休2日制工事の取り組みを推進するため、休工状況に応じて次により経費の補正を行うものとする。ただし、下水道用設計標準歩掛表を適用する下水道機械・電気設備工事については経費の補正は行わない。
 - (1) 完全週休2日制工事の実施工事のうち、港湾・漁港工事(諸経費算定工種 区分が、港湾・漁港工事(浚渫工事、構造物工事)又は海岸工事(港湾・漁 港に係る海岸)の工事をいう。以下同じ。)以外の工事については、次によ

り補正を行うものとする(別紙1参照)。

イ 休工状況の適用区分

休工状況の適用区分は、次に掲げるとおりとする。

(1) 4週8休以上

第3条第1号に規定する対象期間において、休工の曜日及び理由にかかわらず、対象期間の全日数に対する休工日数の割合(以下「休工割合」という。)が28.5%以上の場合

- (p) 4週7休以上4週8休未満 休工割合が25%以上28.5%未満の場合
- (ハ) 4週6休以上4週7休未満休工割合が21.4%以上25%未満の場合

口 補正率

それぞれの経費に次に掲げる補正係数を乗じるものとする。なお、労務 費については、労務費分が明らかとなっていない市場単価については、補 正の対象としないものとする。また、現場作業を伴わない工場製作に係る 費用についても、補正の対象としないものとする。

- (1) 4週8休以上
 - ・労務費 1.05
 - · 機械経費(賃料) 1.04
 - 共通仮設費率 1.04
 - · 現場管理費率 1.06
- (中) 4週7休以上4週8休未満
 - ・労務費 1.03
 - · 機械経費(賃料) 1.03
 - 共通仮設費率 1.03
 - ·現場管理費率 1.04
- (ハ) 4週6休以上4週7休未満
 - ・労務費 1.01
 - ・機械経費(賃料) 1.01
 - · 共通仮設費率 1.02
 - •現場管理費率 1.03

ハ 補正方法等

(4) 発注者指定型

当初設計から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に 乗じ、休工状況を確認後、4週8休に満たないものは、補正分を減額 し、変更契約するものとする。なお、補正は4週8休以上の場合のみと し、それに満たない場合は、4週6休以上であっても補正は行わない。

(口) 受注者希望型

休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じて 各経費を補正し、変更契約するものとする。

- (2) 完全週休2日制工事の実施工事のうち、港湾・漁港工事については、次により補正を行うものとする(別紙2参照)。
 - イ 休工状況の適用区分

休工状況の適用区分は、次に掲げるとおりとする。

(1) 4週8休以上

契約締結日の翌日以降最初の土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日(完了届提出日)まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる土曜日、日曜日、休日、夏季休暇(土曜日、日曜日、休日以外の8月の3日間)及び年末年始休暇(土曜日、日曜日、休日以外の12月下旬から1月上旬の5日間)の日数分の休工日がある場合。なお、対象は工事完了日(完了届提出日)直前の1期間の末日となる金曜日までとする。

口 補正率

- (イ) 労務費に補正係数 1.05 を乗じるものとする。ただし、港湾 5 職種(高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員)は除く。
- (p) 港湾工事市場単価については、工種ごとに定められた補正率を乗じるものとする(別紙2参照)。

ハ 補正方法等

(4) 発注者指定型

当初設計から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を経費に乗 じ、休工状況を確認後、4週8休に満たないものは、補正分を減額し、 変更契約するものとする。

(中) 受注者希望型

休工状況を確認後、最終変更設計時に経費を補正し、変更契約するものとする。

(工事名)

第8条 発注者指定型で発注する工事は、工事名の末尾に「(完全週休2日制工事)」を追記する。

(特記仕様書)

第9条 発注者指定型で発注する工事は、特記仕様書に以下のとおり記載する。

「第〇条 本工事は、土木工事標準仕様書に記載する完全週休2日制工事(発 注者指定型)の対象工事とする。」

(公表)

第10条 発注者指定型の完全週休2日制工事の公表を建設企画課にて実施する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(適用日)

1 この要領は、平成30年10月1日から施行する。

(発注者指定型に関する経過措置)

- 2 要領第2条に規定する対象工事のうち、平成30年10月1日より前の単価 を適用し、改正前の要領第7条の規定による補正(以下「旧補正」という。) を行っている工事の要領第7条の取り扱いは、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 休工状況の確認により4週8休以上の達成が認められた場合 旧補正を要領第7条の規定に基づく補正に変更し、変更契約するものとす る。
 - (2) 休工状況の確認により4週8休に満たない場合 旧補正分を減額し、変更契約するものとする。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

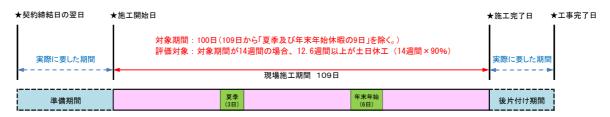
この要領は、令和2年4月1日から施行する。

第5条及び第7条第1号関係

1 工事成績評定の評価

対象期間の全週間数に対する土曜日及び日曜日を休工とした<u>週間数の割合</u>が 90%以上の場合、工事成績評定において評価する。

(対象期間が100日となる場合)



2 週休2日の取得に要する費用の計上(港湾・漁港工事以外の工事)

<u>休工の曜日及び理由にかかわらず、</u>対象期間の全日数に対する<u>休工日数の割合に応じて</u>労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率の補正を行う。

工事成績評定の考え方と異なることに注意。

(対象期間が100日となる場合)

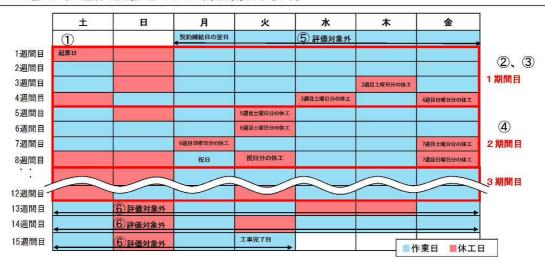


(参考) 休工週間数及び休工日数の算出方法

Ι:□)	(□:工事実施日)								工事成績評定		経費の補正
Ш	В	×	¥	*	御	+	週間数	土日休工週間数	備考	(休工日数	垂水
		準備期間←		休日*休工		休工	0.5	0.5	準備期間は非対象期間とし、これにより日曜日が欠ける ため0.5週間としてカウントする。	2	準備期間は非対象期間とする。
* H			振替休工				-	-	地元条件による同一週の振替休工は認める。	2	
		振替休工				本工	П	1	地元条件による同一週の振替休工は認める。	2	
* H		休日**休工		阿米	夏季休暇(3日間)	H)	0.5	0.5	夏季休暇は非対象期間とし、これにより土曜日が欠ける ため0.5週間とレてカウントする。	2	夏季休暇は非対象期間とする。
						本工	1	0	地元条件による振替休工であるが、振替が同一週でない ことからカウントしない。		
林		₩		休日**休工		 	1	1	7	4	
朱						- -	-	0	雨天による振替休工は認めない。 7	2	
朱							-	0	土曜日に工事を実施 (振替休工なし) したためカウント しない。	-	
								0	日曜日、土曜日に工事を実施(振替休工なし)したため カウントしない。	0	
					→後片付け期間	開開	0.5	0	後片付け期間は非対象期間とし、これにより土曜日が欠けるため0.5週間とするが、日曜日に工事を実施(振替5 休工なし)したためカウントしない。	0	後片付け期間は非対象期間とする。
			休日*休工				-	1.5	3日間×0.5週間=1.5週間 (1日当たり休工の週0.5週間分として加算する。)	-	上記の休工日数に含む。
			ilitz				8.5	5.5	5.5週間/8.5週間=64.7%(<90%)のため評価対象外 62	16	4週7休 (25%) <16日/62日 < 4週8休 (28.5%) 発注者指定型の場合 → 補正対象外 受注者希望型の場合 → 4週7休として補正対象
[]	1		[[

※ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

- 第7条第2号関係(港湾·漁港工事)
 - 注)工事成績評定の評価に係る週間数の算出方法は別紙1参照。
- 1 (参考)休工状況の確認方法(週休2日の取得に関する費用の計上)
- ① 起算日は、契約締結日の翌日以降の最初の土曜日からとする。
- ② 4週間を1期間とする(4週間単位で確認)。
- ③ 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合では、その期間に8日間の休工日があることを確認する。
- ④ 1期間(4週間)内に休日が1日ある場合では、その期間に9日間の休工日があることを確認する。
- ⑤ 契約締結日の翌日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、契約締結日の翌日の週は対象としない (例えば、月曜日が契約締結日の翌日の場合では、その週の月曜日から金曜日までの5日間は対象としない)。
- ⑥ 工事完了日(完了届提出日)直前の1期間の末日となる金曜日までを対象とし、それ以降の期間は対象としない (例えば、15週目の火曜日が工事完了日(完了届提出日)の場合は、12週目の金曜日までを対象とし、13週目 の土曜日から15週目の火曜日までの18日間は対象としない)。

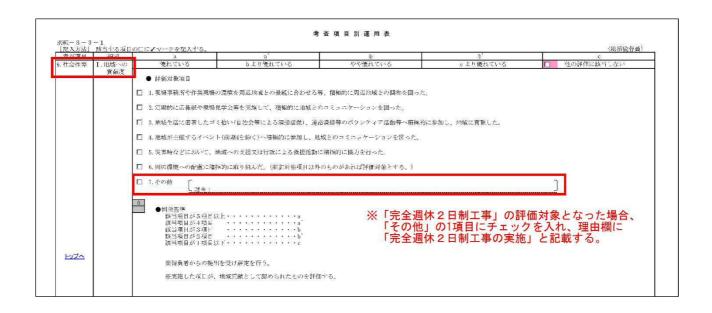


- 2 「港湾工事市場単価」を適用する工事の補正方法
 - ○港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乗じ算出 労務費補正後市場単価=標準市場単価(施工規模等補正後)×補正係数
 - 〇補正対象外職種が含まれる工種の補正は行わない(電気防食取付、汚濁防止膜(枠)設置·撤去等)

工種		市	場単価の構	請成		市場単価		
	<u>一</u>	機械	労務	材料	機械	労務	材料	補正係数
1	底面工	×	0	0	0.00	0.70	0.30	1.04
2	マットエ	×	0	0	0.00	0.10	0.90	1.01
3	支保工	×	0	0	0.00	0.90	0.10	1.05
4	足場工	×	0	0	0.00	0.50	0.50	1.03
5	鉄筋工	×	0	×	0.00	1.00	0.00	1.05
6	吊鉄筋工	×	0	×	0.00	1.00	0.00	1.05
7	型枠工	×	0	0	0.00	0.80	0.20	1.04
8	コンクリート打設工(ポンプ車打設)	0	0	×	0.20	0.80	0.00	1.04
8	コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	×	0	×	0.00	1.00	0.00	1.05
9	止水板工	×	0	×	0.00	1.00	0.00	1.05
10	上蓋工	×	0	×	0.00	1.00	0.00	1.05
11	伸縮目地工	×	0	0	0.00	0.50	0.50	1.03
12	係船柱取付	×	0	×	0.00	1.00	0.00	1.05
13	防舷材取付	×	0	×	0.00	1.00	0.00	1.05
14	車止・縁金物取付	×	0	×	0.00	1.00	0.00	1.05
15	係船柱撤去	0	0	×	0.10	0.90	0.00	1.05
16	防舷材撤去	×	0	×	0.00	1.00	0.00	1.05
17	車止撤去	0	0	×	0.10	0.90	0.00	1.05
18	電気防食取付	0	0	0				補正しない
19	防砂目地板取付工(陸上施工)	×	0	×	0.00	1.00	0.00	1.05
20	防砂目地板取付工(水中施工)	0	0	×				補正しない
21	吸出し防止工	0	0	×				補正しない
22	港湾構造物塗装工	×	0	0	0.00	0.70	0.30	1.04
23	ペトロラタム被覆	×	0	×				補正しない
24	現場鋼材溶接・切断工(陸上施工)	×	0	0	0.00	0.90	0.10	1.05
25	現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	×	0	0				補正しない
26	かき落とし工	×	0	×				補正しない
27	汚濁防止膜設置·撤去·移設	0	0	×				補正しない
28	汚濁防止枠設置·撤去	0	0	×				補正しない
29	灯浮標設置·撤去	0	0	×				補正しない

工事成績評定の評価方法

- 1 「6.社会性等 I.地域への貢献等 7. その他」において評価する。
- 2 満点(100点)の内数とし、減点はなし。



別紙-1-2			.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	川評 定 点 打		管理番	号	
考查项目	á0 50	①専任監督員	②主任監督員	②総括監督員	の檢查員(指定部分完了)	③検査日 (完了)	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	1. 施工体制一般	() ×0.4+2.9=					3.3/5	
	II. 配置技術者	() ×0.412.9=					1.1点	
2. 施工状況	1. 施工管理	() ×0.4+2.9-			() ×0.4+6.5-	() ×0,4-6,5-	13.0点	
	Ⅱ。工程管理	() ×0.4+2.9=	() ×0.2+3.2=			70	8.1点	
	Ⅲ. 安全対策	() ×0.4+2.9=	() ×0.2+3.3=				8. 8点	
	IV. 対外関係	() ×0.4+2.9=					3.7点	
3. 出来形及で 出来ばえ	1. 出来形	() ×0,4+2.8=			() ×0.4+6.5=	() ×0.4-6.5=	14. 91%	
	且. 品質	() ×0.4+2.9=			() ×0.4+6.5=	() ×0.4-6.5= 点	17. 4/5	
	Ⅲ. 出来ばえ			5174 (122 22 22 22 22	() ×0.4+6.5-	() ×0.4-6.5-	8.5点	
4. 工事特性	I. 施工条件等への 対応		() ×0.2 3.3=				7.3/1	
5. 創意工夫	1. 創意工夫	() ×0,4+2,9=					5.7/5	
6. 社会性等	1. 地域への貢献等			() ×0.2-3.2=			5. 2点	
7. 法令遵守等	į.	d 91		() ×1.0				

年 月 日

完全週休2日制工事取組証

名称 代表者名(契約の相手方)様

工	Ę	F	名						
路	線等	の名	称						
工	事	場	所						
契	約締絲	吉 年 月	日		年	月	日		
請	負	金	額	金		円			
工			期	着手	年	月	日		
				完了	年	月	日		
完	了生	戶 月	日		年	月	日		
本	工事	の業	種		·		·		
完	全週休2	日取得	率※		%				

※ 完全週休2日制工事実施要領第5条第1項に規定する完全週休2日取得率を記載する。

愛知県〇〇〇所長 印